

多気町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

多気町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成18年多気町条例第154号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>(報酬)</p> <p>第10条 団員には、別表第1により<u>年報酬</u>を支給する。</p> <p><u>2 団員には、別表第2により出動報酬を支給する。</u></p> <p>(手当及び旅費)</p> <p>第11条 消防団及び団員には、<u>次に掲げる</u> 手当を支給する。</p> <p><u>(1) 機械器具管理手当</u> ポンプ付積載車1台 年額18,000円</p> <p><u>(2) 機械器具管理手当</u> 消火栓1基 年額1,000円</p> <p><u>2 団員が別表第2に定める職務に従事する</u> 場合においては、<u>1回につき500円を費用弁償として支給する。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>別表第1（第10条関係） 【別記1 参照】</p> <p>別表第2（第11条関係） 【別記2 参照】</p>	<p>(報酬)</p> <p>第10条 団員には、別表第1により<u>報酬</u>を支給する。</p> <p>(手当及び旅費)</p> <p>第11条 消防団及び団員には、<u>別表第2により</u> 手当を支給する。</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>別表第1（第10条関係） 【別記1 参照】</p> <p>別表第2（第11条関係） 【別記2 参照】</p>

【別記1】

改正後

区分	支給単位	金額
年報酬	団長	<u>90,000円</u>
	副団長	<u>65,000円</u>
	分団長	<u>50,000円</u>
	副分団長	<u>45,000円</u>
	班長	<u>40,000円</u>
	団員	<u>36,500円</u>

現行

区分	支給単位	金額
年報酬	団長	<u>85,000円</u>
	副団長	<u>60,000円</u>
	分団長	<u>45,000円</u>
	副分団長	<u>38,000円</u>
	班長	<u>28,000円</u>
	団員	<u>18,000円</u>

【別記2】

改正後

出動区分	内訳	支給単位	金額
災害出動報酬	火災出動、水防出動、人命救助 出動等	1回 (4時間未満)	<u>4,000円</u>
		1回 (4時間以上)	<u>8,000円</u>
警戒出動報酬	年末警備、火災警戒等	1回	<u>2,500円</u>
訓練出動報酬	町防災訓練、夏季訓練、出初式、	1訓練	<u>2,500円</u>

	操法大会等		
その他出動報酬	防火啓発活動	1日	2,500円
	応急手当の普及活動	1回	2,500円
	高齢者宅訪問活動	1日	2,500円
	催物警備	1回	2,500円
	会議	1回	1,000円
	その他活動等（消防団長の命によるもの）	1回	2,500円

現行

手当区分	出動区分	支給単位	金額		
災害出動手当	火災出動、水防出動、人命救助	1災害	3,000円		
	出動等				
警戒出動手当	年末警備、火災警戒等	1回	2,000円		
訓練出動手当	町防災訓練、夏季訓練、出初式、	1訓練	2,000円		
	操法大会等				
その他出動手当	防火啓発活動	1日	2,000円		
	応急手当の普及活動	1回	2,000円		
	高齢者宅訪問活動	1日	2,000円		
	催物警備	1回	2,000円		
	機械器具管理	ポンプ付積載車1台	年額	18,000円	
			消火栓1基	年額	1,000円
	会議	1回	1,000円		
その他活動等（消防団長の命によるもの）	1回	2,000円			

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。